

上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会
調査報告書

令和元年 8 月

目次

第 1	はじめに	1
第 2	本件ブロック改修工事の概要	1
1	現地調査の実施	
2	工事の概要	
第 3	本件ブロック改修工事の経緯	4
1	経緯の詳細	
2	争いのない事実	
第 4	関係者への聞き取り調査	7
1	本件ブロック改修工事要望の端緒	
2	平成30年8月30日の現地立ち会い	
3	平成30年8月31日の地権者から道路課長への電話内容	
4	本件ブロック改修工事の意思決定について	
5	地権者宅への訪問	
6	元市長及び小林議員の影響	
7	株式会社美創建業との随意契約	
8	本件ブロック改修工事にフェンス工事が追加	
9	分割発注分の見積書の提出について	
第 5	法的評価	16
1	請負工事契約締結及び工事代金支払の適法性について	
2	関係者の法的責任について	
第 6	原因分析	22
1	法的根拠を確認しなかったこと	
2	職責を果たさなかったこと	
3	法令遵守（コンプライアンス）に対する意識の欠如	
4	都市整備部幹部職員による特別な配慮	
第 7	おわりに	25
資料		27
1	本件ブロック改修工事起工から支払いまでの経緯	
2	上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会設置規程	
3	上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会開催状況	
4	関係法令等	

第1 はじめに

- 1 令和元年上尾市議会6月定例会、6月20日市議会議員の一般質問で「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事（以下「本件ブロック改修工事」という）に係る適切性に疑いのある対応が明らかとなった。

畠山市長は、前記の一般質問において、「第三者である弁護士のコラボを仰ぎ、改めて聞き取り調査を実施して、調査結果をまとめて、次回の9月定例会をめぐり公表できるように取り組んでいく」と答弁した。

前市長及び元議長の同時逮捕・有罪確定という前例のない事件を引き起こした本市が、再び工事の発注にあたり不適切な対応をしていたとすれば、市民からの信用・信頼を著しく失墜させる恐れがあるため、その調査をすることとした。

- 2 そこで本市では、事実関係を正確に把握し、原因を分析するため、令和元年7月10日付で「上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会」を設置した（資料2参照）。

- 3 当調査委員会は、令和元年7月10日から8月22日までの間、外部の専門家である弁護士の協力の下、その端緒から工事費の支払いまでの経緯について、また、不適切な対応がなされていたとすればその原因について、どのようにすればそのような不適切な対応を防ぐことができるか、という観点から、強制力を持たない「任意」という制約はあったが、可能な限り調査を行ったものである。

第2 本件ブロック改修工事の概要

1 現地調査の実施

本件ブロック改修工事が施工された箇所は、グラウンドとして使用されている上尾市大字小敷谷字氷川前529番1の土地（以下「本件土地」という）の南端に位置している。本件土地の所有者（以下「地権者」という）は、本市の元市長である。

令和元年7月12日に、当調査委員会委員3名及び道路課職員1名の計4名で現地調査を行った。

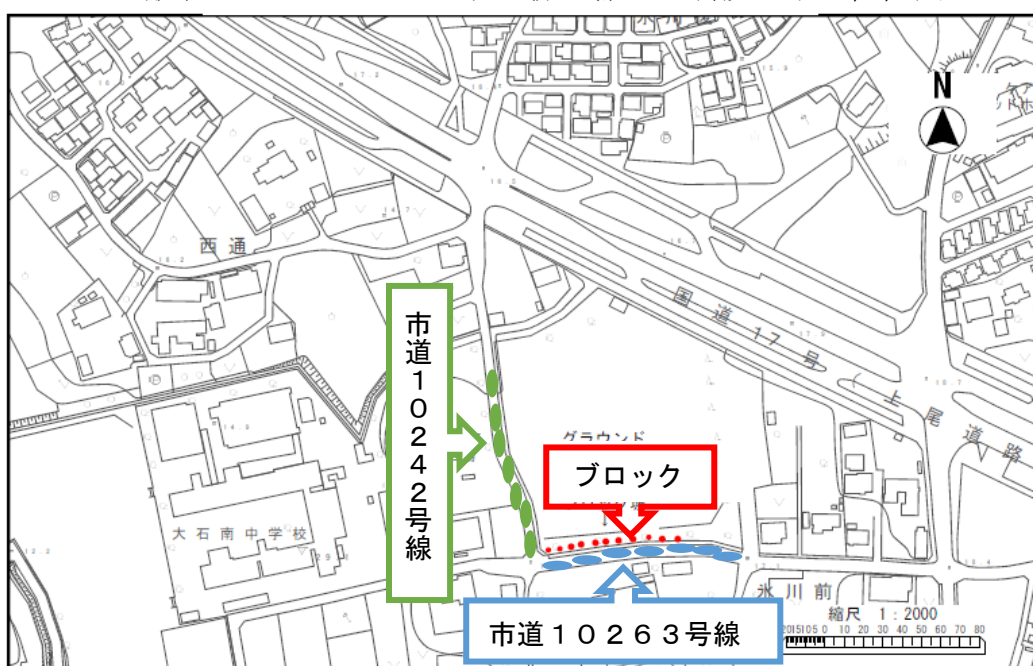
新設されたブロックは、本件土地の南端に設置されたもので、市道10263号線に接する。

ブロックの全長は87.5メートル、フェンスはブロックに直接設置され、高さは支柱を含めて150センチメートルである。フェンスを含む全高は、

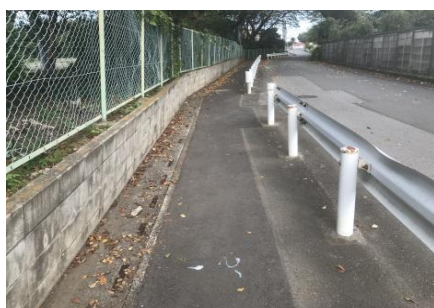
東端で226.7センチメートル、中央で234.0センチメートル、西端で248.0センチメートルとなっている。市道10263号線は、東から西(下記図面では、右から左)に向かって下り方向の勾配になっているため、東から西に向かってブロックの段数を変えることで、水平を確保している。

なお、改修前のブロックと比較して、全長が1.85メートル延長され、ブロックの段数も1段積み増しされた。また、改修前のフェンスは、ブロックとは別の基礎で民地側へ施工されていたが、改修後は、直接ブロック上部に設置された。

小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事 位置図



改修前



平成30年8月30日職員撮影

改修後



令和元年7月12日職員撮影

2 工事の概要

本件ブロック改修工事は、7本に分割され、全ての工事が当市市議会の小林守利議員（以下「小林議員」という）の子が代表取締役を務める株式会社美創建業に発注された。工期は、平成30年11月20日から平成31年3月27日までであり、工事名、請負金額等の概要は以下のとおりである。

本件ブロック改修工事一覧 (単位：円)

No	工事名 工期	請負金額 (税込)	見積依頼業者 見積提出日 見積金額(税抜)		
1	市道 10263 号線土留擁壁設置工事 H30. 11. 20~H31. 1. 31	993, 600	(株)美創建業 H30. 11. 19 920, 000	(株)協栄建設 H30. 11. 19 950, 000	(株)井口工業 H30. 11. 19 980, 000
2	市道 10263 号線構造物撤去工事 H30. 11. 27~H31. 1. 31	993, 600	(株)美創建業 H30. 11. 26 920, 000	(株)千曲興業 H30. 11. 26 960, 000	(株)協栄建設 H30. 11. 26 980, 000
3	市道 10263 号線土留擁壁基礎工事 H30. 12. 11~H31. 2. 28	993, 600	(株)美創建業 H30. 12. 10 920, 000	(株)内田組 H30. 12. 10 950, 000	串橋土木(有) H30. 12. 10 1, 000, 000
4	市道 10242 号線外 1 路線土留擁壁 基礎工事 H31. 1. 16~H31. 2. 28	982, 800	(株)美創建業 H31. 1. 15 910, 000	(株)坂建 H31. 1. 15 950, 000	(株)三野建設 H31. 1. 15 970, 000
5	市道 10263 号線空洞ブロック設置 工事 H31. 1. 23~H31. 3. 15	993, 600	(株)美創建業 H31. 1. 22 920, 000	(有)藤波建興 H31. 1. 22 950, 000	串橋土木(有) H31. 1. 22 980, 000
6	市道 10242 号線外 1 路線空洞ブ ック設置工事 H31. 2. 5~H31. 3. 22	982, 800	(株)美創建業 H31. 2. 4 910, 000	(株)千曲興業 H31. 2. 4 950, 000	(株)内田組 H31. 2. 4 970, 000
7	市道 10263 号線フェンス設置工事 H31. 2. 26~H31. 3. 27	993, 600	(株)美創建業 H31. 2. 25 920, 000	(有)藤波建興 H31. 2. 25 930, 000	(株)坂建 H31. 2. 25 950, 000
請負金額合計		693万3600円			

※ 「工事名」の市道番号が異なるのは、交差する2本の市道番号（前項の「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事 位置図」を参照）を使用したもの。「工事名」における「外1路線」（No. 4及び6）とは、市道10263号線を指す。

※ 工期の初日と契約日は、同日である。

第3 本件ブロック改修工事の経緯

1 経緯の詳細

別表「聞き取り調査実施表」のとおり、当調査委員会で実施した関係者からの聞き取り調査及び当調査委員会に先行して行われていた内部調査の結果、さらに、令和元年7月30日の全員協議会での発言、現地調査、契約書その他の関係書類から、以下のとおり事実認定できる。なお、以下の記述における職名は平成30年度当時のものである。

それぞれの証言や文書において、一致が見られない部分については、当該事実認定とは別に、「第4 関係者への聞き取り調査（7ページ以降）」において詳述する。

- (1) 平成30年8月頃、地権者の依頼を受けた小林議員は、「(ブロックが)傾いているからそれを直していただけないか」と当市道路課に本件土地上のブロック改修の要望を伝えた。



平成30年8月30日職員撮影

- (2) 平成30年8月30日、小林議員からの現地立ち会い要請の電話を受け、道路課職員2名は、小林議員と他1名が立ち会いの下、現地調査を行った。

現地調査の際、道路課職員は、以前、道路改良工事で市がブロック擁壁を施工したとしても、その後の管理は所有者となるため、市で改修工事をするのは難しいという原則を小林議員と他1名に伝えた。

他1名の立会人から、道路課職員の対応について不満が述べられた。また、小林議員は「以前そのブロック塀は市が施工したんだから、市でやっていけるのではないか」との発言をし、道路課職員に対して本件土地上のブロック改修の要望をした。

- (3) 帰庁後、道路課職員は、市で民地のブロックは施工できないという原則を小林議員及び他1名に伝えたことなど、立ち会いの状況を道路課長に報告した。

- (4) 平成30年8月31日、道路課長は、地権者からブロック改修の要望や道路課職員に対する不満の趣旨の電話を受けた。通話時間は、5分39秒であった。道路課長は、電話の内容を都市整備部長に報告した。
- (5) 平成30年8月31日又はその近日、都市整備部長席で、小林議員、都市整備部長、都市整備部次長、道路課長の4名で、本件土地上のブロック改修工事について話し合いがもたれた。
都市整備部長は、ブロック改修工事について市がやらなければいけないという考えを述べた。
小林議員からは、現地調査を行った道路課職員の対応について、地権者に何らかの対応をしたほうが良いのではないかという趣旨の発言があった。
- (6) 平成30年9月11日、道路課職員2名は、設計に必要な調査を行うために、本件土地上のブロック東端の泥が露出していた部分の試掘を行った。
- (7) 平成30年9月下旬、都市整備部に小林議員から9月28日に地権者宅へ来るように連絡が入った。
- (8) 平成30年9月28日、都市整備部長、都市整備部次長、道路課長の3名は、同年8月30日に現地立ち会いをした道路課職員の対応について詫げるため、地権者宅に手土産を持参して訪問した。小林議員とは、地権者宅で待ち合わせをした。
訪問時に、都市整備部長から地権者へ詫げるとともに、本件土地上のブロック改修工事について地権者に伝えた。
- (9) 平成30年10月頃、道路課長は、本件土地上のブロック改修工事を市で施工することは適当でないが、工事をせざるを得ないと考えていたため都市整備部長及び都市整備部次長に相談した。
道路課長は、その工事を分割発注とし、入札を実施せずに随意契約とすることを考案し、都市整備部長に了承を得た。
100万円未満の7本の工事に分割発注としたのは、総務部契約検査課の工事完了検査を回避し、道路課内で処理を行うことによって、公にしないためであった。

- (10) 平成30年10月頃、道路課は、小林議員の子が代表取締役を務める株式会社美創建業と随意契約をすることを決定したことから、同社に、図面、総延長距離などの数値の入った仕様書を渡し、設計内容について説明のうえ見積書の提出を依頼した。
なお、本件土地上のブロックとは別の基礎で民地側へ施工されていたフェンスは、撤去・新設工事となった。
- (11) 平成30年11月27日、株式会社美創建業から「小敷谷地内ブロックフェンス改修工事見積書」が提出された。
表書きの見積金額は700万円（税抜）だったが、内訳書の合計は600万円（税抜）であった。このため、道路課職員が、どちらの金額が正しいかを株式会社美創建業に確認したところ、内訳書の金額が誤りであるとして、同年12月5日に見積書が再提出された。
再提出された内訳書では、諸経費に100万円が増加された。
- (12) 平成30年12月、上尾市契約規則（昭和39年上尾市規則第19号）第31条第2項の規定では2人以上の相手方から見積徴取しなければならないところ、道路課職員は、株式会社美創建業に対して7本に分けた工事の件名一覧（3ページ「本件ブロック改修工事一覧」の表において、「工事名」と記載されている7件）を手渡すと同時に、他社の見積もりも含めて提出するよう依頼した。
- (13) 見積書の金額は、全て株式会社美創建業により記載され、当該見積書は2回に分けて道路課へ提出された。
- (14) その後、当市は、3ページの本件ブロック改修工事一覧のとおり、株式会社美創建業と工事請負契約を締結した。
本件ブロック改修工事は、平成30年12月に着工し、平成31年3月に完了した。
- (15) 平成31年4月下旬、小林議員は、株式会社美創建業への支払いを急ぐよう、新たに着任した都市整備部長（平成30年度当時は道路課長）に直接依頼した。
これを受けた都市整備部長は、道路課職員を通じて出納室へ早期の支払いを依頼した。
株式会社美創建業への支払いは、一つの工事は同年4月26日に、

その他の工事は5月8日に行われた。

- (16) 令和元年7月19日、本件ブロック改修工事について「問題の早期収束のため」として、地権者から693万3600円が支払われた。上尾市は、これを「小敷谷地内フェンスブロック擁壁撤去・新設工事費用相当額返還金」として受領した。

2 争いのない事実

事実認定は前記「1 経緯の詳細」のとおりである。これらを大きな枠組みとしてまとめると、以下の(1)～(7)のとおりである。

なお、下記(7)は、聞き取り調査について、地権者から協力が得られなかったため、訪問を受けたとされる地権者には確認は取れていない。しかしながら、都市整備部長、都市整備部次長、道路課長、小林議員のいずれからも下記(7)が事実であるとの証言がなされている。

- (1) 上尾市都市整備部は、地権者の土地に付合する既存ブロック及びフェンスを撤去・新設し、工事代金として、合計693万3600円を支出した。
- (2) 上尾市都市整備部道路課は、本件ブロック改修工事の発注にあたり、これを7本の工事に分割し、1本当たりの契約額を100万円未満とすることで、競争入札を避け随意契約とし総務部契約検査課の工事完了検査を回避した。
- (3) 本件ブロック改修工事に当たり、小林議員の関与があった。
- (4) 7本に分割された本件ブロック改修工事は、小林議員の子が代表取締役を務める株式会社美創建業が全て受注した。
- (5) 本件ブロック改修工事の見積書は、全て株式会社美創建業が見積書の金額を記入したうえで道路課に提出した。
- (6) 本件ブロック改修工事に関して、平成30年8月31日、地権者から道路課長あてに電話があった。
- (7) 都市整備部長、都市整備部次長、道路課長及び小林議員は、平成30年9月28日本件土地上のブロックの件で地権者宅を訪問した。

第4 関係者への聞き取り調査

当調査委員会は、地権者、小林議員、新井議員、畠山市長、松澤副市長、都市整備部長、都市整備部次長、道路課長、他職員11名に聞き取り調査の要請を行い、その結果、小林議員、畠山市長、松澤副市長、都市整備部長、

都市整備部次長、道路課長、他職員 11名から聞き取り調査を行った。

以下では、当調査委員会で実施した関係者からの聞き取り調査及び当調査委員会に先行して行われていた内部調査の結果、さらに、令和元年7月30日の全員協議会での発言、地権者代理人弁護士及び小林議員代理人弁護士からの通知から、関係当事者間で証言内容に相違ないし変遷が見られた主な箇所を取り上げて整理する。

聞き取り調査実施表

	5/29	6/5	6/13	6/14	6/17	6/18	6/19	6/20	6/25	6/26	7/16	7/18	7/21	7/22	7/23	7/26	8/9	8/15	回数
地権者																			0
小林議員																●			1
新井議員																			0
畠山市長																	●		1
松澤副市長																		●	1
部長					●	●						●		●					4
次長								●				●			●				3
課長	●	●		●		●		●			●			●					7
他職員11名			●			●	●	●	●	●		●	●				●		16

※ ●は聞き取り調査実施日。

「他職員11名」の聞き取り調査の回数は、1人につき1回と集計した。

1 本件ブロック改修工事要望の端緒

本件ブロック工事要望の端緒について、次のような証言が得られている。

地権者(代理人通知文) (令和元年7月29日)	・「9月18日に地権者から直接電話をいただき」と答弁をしていますが、依頼者は畠山市長に電話をしたことはありません。市役所だけでなく、自宅や携帯電話にもしておりません。
小林議員(全員協議会) (令和元年7月30日)	・平成30年2月に議員活動の一環として、地権者所有の小敷谷地内のグラウンドを市で借りてくれないかという話しはありました。
市長 (令和元年8月9日)	・平成30年2月に地権者から「ブロックを上尾市で直してほしい」と直接話しがあった。 ・平成30年9月にも同様の話しが地権者からあった。 ・平成30年9月18日には、地権者から電話で「畠山市長は決断できないと言っている人がいる」と指摘を受け、ブロックのことで良い返事をしないことを言っているのだと受け止めた。

2 平成30年8月30日の現地立ち会い

現地立ち会いについて、次のような証言が得られている。

道路課職員 (令和元年6月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良等で市がブロック擁壁を施工したとしても、その後の管理は所有者になるので、市で改修工事を施工することは難しい。 ・なんでお前はそうなんだ。(他1名の立会い者から) ・市がやらなくちゃしょうがないよな。(小林議員から)
道路課職員 (令和元年7月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・私が言ったのは、あくまで原則を言ったまで。 ・「いつもお前はそういうことを言う」と言われた。(他1名の立会い者から) ・原則を言っても向こうが怒りだしちゃって、もうお前とは話をしないと、もっと上の方と話をするって意味合いで相手は怒っているわけだから。 ・これは市がやらないとな。(小林議員から)
小林議員 (令和元年7月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が乱暴な口調で言いましたけど。 ・要するに、当時施工は市でしたけど、管理は民間に話してましたよね。
小林議員(全員協議会) (令和元年7月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員からは現場立ち会いのところで、市の方では仕事はできませんということは、荒っぽい言葉では言われました。 ・担当者は、管理は土地所有者で引き継がれ、市で施工はできないと回答は私も聞いております。
小林議員(代理人通知文) (令和元年8月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路課職員は、慥然とした態度で、上尾市が発注できない理由を説明することもなく、ただ、結論のみを述べるだけであった。 ・上尾市が工事を発注しない意図を有していたならば、通常、このような写真撮影や測量を行うことはない。 ・現況確認をした時点で、既に、本件工事を発注する意図を有していたと思われる。
地権者(代理人通知文) (令和元年7月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の態度が傲慢であった。

3 平成30年8月31日の地権者から道路課長への電話内容

地権者から道路課長への電話の内容について、次のような証言が得られている。

都市整備部長 (令和元年6月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者から「何て言い草だと、市が作ったもんじゃねえかと、そういった対応はねーだろうと」というような苦情があった。
-----------------------	---

都市整備部長 (令和元年7月18日)	・道路課長が「実は地権者に怒られちゃいました」という話で持ってきたわけですね。
都市整備部長 (令和元年7月22日)	・最初に(地権者から)電話があった後、その後怒られちゃいましたと私のところに来て、ブロックの話をされて、実は市が施工したものだですよというのを聞いて、その時は、「そうなのか、しょうがないな、市がやったものなんじゃないか」と思ってた、確か検討してみてくださいって言ったと思うんですけど。
道路課長 (令和元年7月16日)	・「ブロックのことを知っているか。あれは市でやったブロック塀だろう。それが傾いたんだから、市でやり替えてもらわないと困るんだよ。何か市でできないと言う職員がいるみたいだけど、何でそんな奴がまだいるんだ、そんな職員はすぐ辞めさせる。」といったことを電話で言われました。私は、やる、やらないはその時は即答しませんで、状況は分かりました、ということで電話を切らせていただきました。そのことをすぐ、当時の部長に報告した。
地権者(代理人通知文) (令和元年7月29日)	・市が施行したものであるため、市がやり替えるべきである。何であのような職員がいるのかと、やめさせるようにというご発言がございました。と答弁をしておりますが、依頼者は、かかる発言をしております。 ・依頼者は、大阪の地震における倒壊事故が懸念されたことから、中学校の生徒が通う道路だから、その安全確保を図ってほしいと依頼したのであり、市が施行したことを理由に依頼をしていません。(原文のまま)
小林議員(代理人通知文) (令和元年8月16日)	・小林議員は、本件地権者に対し、上尾市が本件工事を発注できないこと及び道路課職員が終始憚然とした態度で発注できない理由の説明もなかったこと等を伝えた。すると、本件地権者が、都市整備部又は道路課に連絡したようであり、都市整備部部長、同部次長及び道路課長が、本件地権者宅に赴き、謝罪することとなった。

4 本件ブロック改修工事の意思決定について

本件ブロック改修工事の意思決定について、次のような証言が得られている。

都市整備部長 (令和元年6月17日)	・やらなくちゃいけないと思ったのはいつ頃かとの問いに「拡幅のときに、市が施工したものだよって話を聞いた時ですね。早い段階ですね」。 ・「怒られちゃって、課長からそういった報告があったんですよ、こちらが初耳ですね」。 ・その段階で腹積もりとしてはあったかの問いに「そうですね。市がやったものだ」という話を聞いた時ですね。やらざるを得ないでしよって話はしましたね。」
-----------------------	---

都市整備部長 (令和元年7月18日)	・怒られちゃったという話を聞いた時に、その時に、私は市が施工したものだと言ったので、やらなくちゃいけないのかなとは思いました。
都市整備部長 (令和元年7月22日)	・小林議員が同席した時に決定したということですよ。必ずしもそうでなかったような記憶もあって、曖昧なんですけれども、その席ではなかったかもしれない。 ・市が施工したものだということで、市の方でやらなければいけないのではないかと。それが意思決定だというなら、その場だと思うんだけど。 ・それはいつ頃のタイミングかの問いに「最初に(地権者から)電話があった後、その後怒られちゃいましたと私のところに来て、ブロックの話をされて、実は市が施工したものだですよというのを聞いて、その時は、『そうなのか、しょうがないな、市がやったんものなんじゃなあ』って思ってた、確か <u>検討</u> してみてくださいって言ったと思うんですけど」。
都市整備部次長 (令和元年6月20日)	・都市整備部長が工事の意思決定をした瞬間は、との問いに「部長席だったんですよ。そこに私はいました」。
都市整備部次長 (令和元年7月18日)	・4人である時に、確かに部長はうーんって辛そうな顔をしていましたけれども、それをその意思決定の場面というのは承知していません。 ・いたとすると、参加していないですね。 ・ <u>検討</u> するって言ったかな。やるとかやらないとかの意思決定の場面ではなかったことは事実です。
都市整備部次長 (令和元年7月23日)	・部長は地権者宅で <u>検討</u> するといった。その時は、返事をしていない、辛そうにしていただけ。
道路課長 (令和元年6月5日)	・最終的には部長が「市で施工したものならやるしかない」と判断し、4人で決定した。
道路課長 (令和元年7月16日)	・最終的には、部長の方で「市でやったブロックだよな、そうしたら市でやり替えるしかないね」ということを都市整備部長席で、小林議員がいる前で「決めた、それは市でやろう」といったことで施工が決まった。 ・「フェンスもやるよかな」ということが決まったのも、部長席での打ち合わせの中、都市整備部長席での打ち合わせの時は必ず4人でしたから、4人のやり取りの中で、「じゃあフェンスをやるか」といったようなことで決まってきた。
道路課長 (令和元年7月22日)	・部長が最終的に、「これ市でやったブロックだよな」って言って、「じゃあもう市でやるしかないな」というふうでそこで結論が出たというふうで認識しています。 ・それを最終確認で、議長のいる前で、部長席でそこでもう決定がなっている。そこで最終判断をしたというふうには私は認識しています。

小林議員 (令和元年7月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・その時は、検討しますってことだけ。部長が言っていましたよ。 ・その後は、どのように決定されたかはの問いに対し、「中身は全然、市の決めることですから、わかりません」。
小林議員(全員協議会) (令和元年7月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備部長は工事をするとの返答はありませんでした。 ・市で施工する旨を小林議長に報告したとありますが、私は聞いた覚えがありません。

以上4者の発言を、比較検討するため、発言を簡略化して記載し、下記のとおり一覧表にして整理した。

意思決定(簡略化)

	都市整備部長	都市整備部次長	道路課長	小林議員
内部調査①	市が施工したものだよって話を聞いた時ですね。早い段階ですね。やらざるを得ないでしよって話はしましたね。	都市整備部長が工事の意思決定をした瞬間は、との問いに「部長席だったんですよ。そこに私はいました」。	最終的には部長が「市で施工したものならやるしかない」と判断し、4人で決定した。	—
委員会聞き取り①	市が施工したものだと言ったので、やらなくちゃいけないのかなとは思いました。	検討 するって言ったかな。	都市整備部長席で、小林議員がいる前で「決めた、それは市でやろう」といったことで施工が決まった。	その時は、 検討 しますってことだけ。部長が言っていましたよ。
委員会聞き取り②	「そうなのか、しょうがないな、市がやったものなんじゃあな」って思いました、確か 検討 してみてくださいって言ったかと思う。	部長は地権者宅で 検討 するといった。	部長が最終的に、「じゃあもう市でやるしかないな」っていうふうにそこで結論が出たというふうに認識しています。	—
全員協議会	—	—	—	市で施工する旨を小林議長に報告したとありますが、私は聞いた覚えがありません。

5 地権者宅への訪問

地権者宅での発言内容について、次のような証言が得られている。

都市整備部長 (令和元年6月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が大変失礼な態度をとって申し訳ございませんでしたということ。 ・元々ね、市がやったという経緯があるんで、方法も含めて対応させていただきまされたと思います。検討ではなかったと思いますね。
都市整備部長 (令和元年7月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・予算も関係してくることだし、検討させてくださいくらいだったとは思わずけど。
都市整備部長 (令和元年7月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ・心の中ではやらなければいけないとは思っていたけど、予算の絡みもあるので、検討させてくださいと言ったんだと思う。 ・地権者宅からの車の帰りの中で、「とりあえずまあ雰囲気悪くなくて良かったな」くらいの話はしたんじゃないかな。怒られなかったから。
都市整備部次長 (令和元年6月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ・部長は検討しますと。そこでやるとは言ってないです。 ・部長はやる雰囲気になってましたよね。しょうがないみたいな。
都市整備部次長 (令和元年7月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問の前日に小林議員から直接連絡を受け、同行することとなった。 ・地権者が都市整備部長に対し「頼むよ、よろしく」みたいなことだったんだけど、「検討します」と。 ・部長は眉間にしわを寄せながら「検討させていただきます」と。 ・帰りの車の中で、部長が「検討します」って、あの場で「はい、わかりました」って言わなかったことが良かったよってことを言った。
都市整備部次長 (令和元年7月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・部長は地権者宅で検討するといった。その時は、返事をしていない、つらそうにしていただけ。
道路課長 (令和元年5月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ・小林議員から、地権者宅を訪問して説明したほうが良いと勧められた。
道路課長 (令和元年6月5日)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問の目的は「市で施工します」と説明するため。
道路課長 (令和元年7月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事をやりますということと、先日失礼があったということをお詫びするために、4で行った。
道路課長 (令和元年7月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備部長が「市でやらさせていただきます」と言ったと記憶しています。 ・まず謝って、市でやりますと。 ・帰りの車の中では、まあ謝って「やりますよ」って言って、地権者もいい気分になったんだろう、というふうなことを私は考えていました。

小林議員 (令和元年7月26日)	・ブロック塀のことは話に出たかの問いに対して「私の記憶にはありません」。
小林議員(全員協議会) (令和元年7月30日)	・部長は、工事については 検討 しますの返答でありました。

以上4者の発言を、比較検討するため、発言を簡略化して記載し、下記のとおり一覧表にして整理した。

地権者宅での発言(簡略化)

	都市整備部長	都市整備部次長	道路課長	小林議員
内部調査	方法も含めて対応させていただきますだった。	部長は 検討 しますと。部長はやる雰囲気になってました。	訪問の目的は「市で施工します」と説明するため。	—
委員会聞き取り①	検討 させてくださいくらいだった。	地権者が都市整備部長に対し「頼むよ、よろしく」みたいなことだったんだけど、「 検討 します」と。	工事をやりますということと、先日失礼があったということをお詫びするために、4人で行った。	「私の記憶にはありません」。
委員会聞き取り②	検討 させてくださいと言ったんだと思う。	部長は地権者宅で 検討 するといった。	部長が「市でやらせていただきます」と言った。	—
全員協議会	—	—	—	部長は、工事については 検討 しますの返答でありました。

6 元市長及び小林議員の影響

元市長及び小林議員の影響について、次のような証言が得られている。

都市整備部長 (令和元年6月17日)	・市長のとき怖かったですもん。 ・やっぱり。ほっといたらやばいだろうなっていうのはあった。怖いイメージはありましたけど。
都市整備部長 (令和元年7月22日)	・部長として圧力を感じた。
道路課長 (令和元年7月16日)	・圧力がかかって断り切れなかった。

小林議員 (令和元年7月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員活動の一環として、市に要望させていただきました。 ・以前そのブロック塀は市で施工したんだから、市でやっていけるのではないかと言いました。
小林議員(代理人通知) (令和元年8月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・本件工事を発注することや美創建業が受注できるよう働きかけたことは一切ない。

7 株式会社美創建業との随意契約

株式会社美創建業との随意契約について、次のような証言が得られている。

都市整備部長 (令和元年6月17日)	<ul style="list-style-type: none"> ・工事やってもらうのは、その美創しかないなというのは、分かってましたけれども。 ・地権者から電話があったという報告を受けた時に美創と予見したのかとの問いに、「そうですね。それしかないですね」。
道路課長 (令和元年5月29日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地権者からお前のところでやれと言われた。うちで施工する」と小林議員から電話があった。
道路課長 (令和元年7月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ・分割発注しましょう、随契でやりましょうといった時には議員はいなく、部長と次長と私の3人の中でもう「これはそれしかないですね」というところで決めた。 ・地権者宅訪問後、市内のA業者をお願いしようと考えていますけれどももといったことを部長、次長にも話をしたら、「いいんじゃないのかな」といったことで、それを地権者の子である新井議員に相談したところ、「地権者でないと分からない」と回答され、その後、小林議員から電話で「うちでやることになったから」というふうなことで連絡があった。
小林議員 (令和元年7月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ・それは市が決めることだから、私にはわかりません。 ・地権者から株式会社美創建業にしてほしいとの連絡があったかの問いに、「一切ありませんよ」。

8 本件ブロック改修工事にフェンス工事が追加

本件ブロック改修工事にフェンス工事が追加されたことについて、次のような証言が得られている。

道路課職員 (令和元年7月18日)	<ul style="list-style-type: none"> ・図面ができたので、直接道路課に来てもらって、それを見ながら話をした。そのとき、古いフェンスは撤去して新設だと小林議員に言われた。
----------------------	---

<p>小林議員 (令和元年7月26日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(8月30日)立ち会いの時に伝えました。 ・直すならフェンスもやるべきだという話を、やるべきではなくて当然。 ・見積依頼の経緯については、市の職員が株式会社美創建業に対して「ブロックの見積りは不慣れだから、参考見積りを出してくださいってことはあったようです」。
-----------------------------	---

9 分割発注分の見積書の提出について

分割発注分の見積書の提出について、次のような証言が得られている。

<p>小林議員 (令和元年7月26日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士から「合見積もりの件なのですが、随意契約の時は受注を受けることになっている業者が他の業者の分も集めて市に提出することになってたということですか」の問いに、「そうですね。通常随意契約はみんなそういう合見積もりでずっと、今までだってそういう風にやっていたと思います」。 ・弁護士から「今回も美創建業さんが決まっていたわけですがけれども、合見積もりを市の職員がお願いして、他の業者から取ってきてもらったということですか」の問いに、「そうですね」。
<p>小林議員(全員協議会) (令和元年7月30日)</p>	<p>・市の方から美創建業が取りまとめて提出をしてくださいとのお願いをされております。その際には、通常見積りに対しては業者から見積書をいただき、金額等は美創建業の方で了解を得て金額を入れて提出をしております。これは、今までずっとその慣習で、随意契約の見積もりについては提出されてきております。</p>
<p>小林議員(代理人通知文) (令和元年8月16日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路課職員から、契約を7分割するので7通の見積書を提出するよう指示された。 ・道路課職員の指示に従い、7通の見積書を提出した。 ・道路課は、同社以外にも2社に見積依頼をしていたが相見積の結果、美創建業が、本件工事を受注することになった。(原文のまま)

第5 法的評価

1 請負工事契約締結及び工事代金支払の適法性について

(1) 普通地方公共団体の事務処理の原則

普通地方公共団体は、地域における事務を処理することとされ、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされ、また、法令に違反してその事務を処理してはならないとされ、法令に違反した行為は無効となり得るとされている（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条2項、14項、16項、17項）。

また、普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費

を支弁するものとされ、その支出の原因となるべき契約は、法令の定めるところに従い、これをしなければならないとされている（地方自治法第232条1項、第232条の3）。

(2) 請負工事契約の内容と代金の支払

本件土地の南端に築造されたブロック（以下「本件ブロック」という。）について、平成30年8月頃、地権者及び小林議員は、本件ブロックに傾きや破損があるとして、上尾市の都市整備部道路課にその改修工事の要望を行った。

この要望を受け、都市整備部長及び道路課長は、本件ブロック改修工事を7本の工事として随意契約による方法で株式会社美創建業と締結することを決定し、これにより、上尾市は、同社と本調査報告書第2の2「工事の概要」記載の7本の請負工事契約（以下「本件各請負工事契約」という。）を随意契約により締結し、同社に請負工事代金合計693万3600円を支払った。

以下、上尾市が、本件ブロック改修工事を内容とする本件各請負工事契約を締結し、これに基づき請負工事代金を支払った行為が、前記(1)の原則に照らして適法であるか検討する。

(3) 本件ブロック改修工事の必要性と相当性について

ア 本件ブロックについて、地権者は上尾市が築造したものであると主張し、上尾市はこれを確認する資料がないとしながらも、上尾市が昭和52年頃、道路拡幅工事の際に築造した可能性が高いとしている。

この点、上尾市が昭和52年頃、本件ブロックを築造していたとしても、本件ブロックは、地権者ないしその父が当時所有していた本件土地に築造されたものであるから、本件ブロックの所有権は、築造後、本件土地に従として付合した物として、本件土地の所有者に帰属することになったと解され、本件各請負工事契約締結当時、地権者が本件ブロックを所有していたと解される（民法（明治29年法律第89号）242条本文）。

そして、普通地方公共団体が処理すべき地域の事務とは、地域の利害に関わる公共的事務をいうと解されるところ、物の補修等の管理はその所有者の責任と負担において行うのが原則であり、本件ブロック改修工事のように、特定の住民の所有するブロック塀を改修することは、原則としてその事務に含まれないものと解される。

イ ところで、本件各請負工事契約締結当時、本件ブロックの一部に傾きないし破損があったものと認められる。

この点、上尾市は、都市整備部建築安全課において、住民が所有するブロック塀等に傾きや破損等の劣化が認められた場合、一般的に、これを所有する住民に対して、住民自身が点検・補修をするように促したり、補修の相談を受けたときには、上尾市危険ブロック塀等撤去築造補助金交付要綱（平成31年1月8日市長決裁）に定める一定の基準を満たす場合、その住民に撤去ないし築造工事に係る費用につき各工事20万円を上限とする補助金を上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号）に基づいて交付する対応を取っているが、上尾市自らが建築業者と請負工事契約を締結し、住民が所有するブロック塀の補修・改修工事代金の全額を負担する対応を取っていない。

普通地方公共団体と住民の間には平等原則が適用され、普通地方公共団体は合理的な理由なく住民を不平等に取り扱ってはならないとされているところ、地権者が所有する本件ブロックに関する取扱いと、他の住民が所有する傾きや破損等の認められるブロック塀等の取扱いとを比較すると、上尾市自らが請負契約の当事者となって改修工事の全額を負担した点において、地権者を有利に扱うものであり、その取扱いの差異について合理的な理由は認めがたい。

ウ 以上によれば、上尾市が本件ブロック改修工事を行う必要性和相当性は乏しいものと考えられる。

(4) 契約締結方法についての妥当性・適法性について

ア 本件各請負工事契約は、本調査報告書第2の2「工事の概要」のとおり、土留擁壁設置工事1件、構造物撤去工事1件、土留擁壁基礎工事2件、空洞ブロック設置工事2件、フェンス設置工事1件、合計7件の工事として随意契約により契約されている。

しかしながら、社会的実態として見ると、その内容は、本件土地上に存する傾き・破損のある本件ブロックを撤去して、同土地にフェンス付きの新たなブロックを築造することを目的とする一つのブロック改修工事であると認められ、これを7本の工事に分割する合理的な理由は認めがたい。

なお、この事実は、本件各請負工事契約の締結に至るまでは、道路課において上記各作業を別々の工事に分けることなく一つの工事として予定価格を積算していたことや、その工事を請け負った株式

会社美創建業が上記各作業を別々の工事に分けることなく「小敷谷地内ブロックフェンス改修工事」として一つの見積書を作成していたことから伺える。

イ ところで、普通地方公共団体が請負等の契約を締結する際には、一般競争入札によることが原則とされ、政令で定める場合に該当しない限り随意契約によることはできないとされている（地方自治法第234条1項、2項）。

これを受けて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項は、随意契約によることができる場合を、請負工事契約の予定価格が130万円の範囲内で市町村が規則で定める額を超えない場合（同項1号、別表第5）、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものである場合（同項2号）、緊急の必要により競争入札に付することができない場合（同項5号）などに限定している。

上尾市は、地方自治法施行令第167条の2第1項1号を受けて、上尾市契約規則第30条1号において、請負工事の予定価格が130万円を超えない場合には随意契約によることができると定め、また、同規則第31条2項において、随意契約を行う場合、原則として2人以上の相手方から見積書を徴することを上尾市に義務付けている。

ウ この点、本件各請負工事契約は随意契約により締結されているところ、法令で随意契約によることが認められる場合に該当するか検討するに、前述のとおり、本件各請負工事契約は社会的実態に照らせば一つのブロック改修工事を内容とするというべきであり、道路課によればその予定価格は794万3400円と積算されていたから、その予定価額が130万円を超えないものとして随意契約によることが認められると解することはできない。

むしろ、道路課長は、本件ブロック改修工事が本来一つのブロック改修工事であり、競争入札によるべき工事であることを認識しながら、公にしないため、競争入札によることを潜脱する目的で、工事を分割して発注することを決定し、その報告を受けた都市整備部長もこれを了承したものと考えられる。

また、本件ブロック改修工事の内容は、特殊な技術、知識、経験を有する者でなければ遂行できないものとも認められず、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと解することは困難である。加えて、本件ブロックが直ちに倒壊する具体的な危険性があったとも認

められないから、緊急の必要により競争入札に付することができなかつたと解することも困難である。

エ また、上尾市は、随意契約により株式会社美創建業に本件ブロック改修工事を請け負わせることを事実上決定した後、上尾市契約規則第31条2項により義務付けられている2人以上の相手方からの見積書の徴取を、株式会社美創建業に依頼し、株式会社美創建業からその提出を受けている。なお、その依頼を受けた株式会社美創建業は、他の2つの業者から金額欄が空欄の見積書の発行を受けた後、これらの業者の了解のもと自ら金額欄を補充して、上尾市に提出している。

同規則第31条2項の趣旨は、随意契約の候補とされる相手方2人以上から見積書を徴することで、役務・物品の性質・内容や対価を比較・検討して、より適切な随意契約の相手方を選択することを可能にし、随意契約において機会均等による公正や価格の有利性が損なわれることの防止を図るものと解される。

しかしながら、上尾市が、随意契約の相手方を事実上決定した後に、その相手方を通じて、他の業者から見積書を徴することは、上記趣旨を没却するものと解さざるを得ない。

オ 以上によれば、本件各請負工事契約の締結は、本来随意契約によることができない場合であるにもかかわらず、随意契約によってなされたものであり、また、随意契約による際に取りられるべき適正な見積書の徴取もなされていなかったもので、その締結方法は不当・不適法なものであったと解さざるを得ない。

(5) 小括

前記(3)及び(4)で論じたところによれば、本件ブロック改修工事について上尾市が行うべき合理的な必要性和相当性を見出すことは困難であり、また、これを内容とする本件各請負工事契約の締結方法は、契約締結の機会均等による公正と価格の有利性を確保しようとする法令の趣旨を潜脱ないし没却するもので、その違法性は予算執行の適正確保の見地から看過しがたいものと考えられる。

したがって、本件ブロック改修工事を内容とする本件各請負工事契約を締結してその代金の支払をすることは、上尾市が処理すべき事務として、その経費を上尾市が支弁すべきものとはいえず、また、その原因となる契約は法令に従ってなされたものともいってもできず、上尾市長に認められた裁量権を著しく逸脱するとともに、法

令違反の程度も重大であり、違法・無効と考えられる。

2 関係者の法的責任について

(1) 市職員の責任

上尾市事務専決規程（昭和48年上尾市訓令第2号）第11条別表第1により、都市整備部長は設計価格130万円を超えて1000万円未満の工事の請負に係る起工等の決定を行う専決権限を有し、道路課長は設計価格130万円以下の工事の請負にかかる起工等の決定を行う専決権限を有していたところ、都市整備部長及び道路課長は、地権者及び小林議員からの要望を受けて、連絡・相談のうえ、上尾市が本件ブロック改修工事を行うことを実質的に決定したものと考えられる。また、道路課長は、競争入札を回避するため、一つの工事を分割して随意契約により株式会社美創建業と本件各請負工事契約を締結することを企画・決定し、都市整備部長はその報告を受けてこれを了承したものと考えられる。

この点、都市整備部長及び道路課長は、上尾市の職員として、上尾市において本件ブロック改修工事を行うべき必要性和相当性を十分に検討するとともに、その結果その工事を行う必要があると判断した場合であっても、その請負工事契約を締結するに当たっては、法令・規則で定める契約締結の方法を遵守すべき職務上の注意義務を負っていたと考えられる。

しかし、都市整備部長及び道路課長は、単に、上尾市が過去に本件ブロックを築造していたこと、本件ブロックの一部に傾きないし破損が生じていたこと、元市長である地権者や小林議員からの要望であることなどから、上尾市として本件ブロック改修工事を行うことを決定したものと考えざるを得ず、上尾市が本件ブロック改修工事を行うべき必要性和相当性につき法的な根拠に照らして十分に検討したことを伺わせる事情は認めがたい。

また、その工事を内容とする請負工事契約の締結方法についても、道路課長は、随意契約に関する法令上の規制を認識しながら、競争入札を回避し、公にしないため、社会的実態としては一つの工事を敢えて複数の工事に分割することで、随意契約により本件各請負工事契約を締結することを企画・決定したものと考えられる。都市整備部長は、道路課長より、本件ブロック改修工事を複数の工事に分割して随意契約によりその請負工事契約を締結することの報告を受けており、そのような契約締結の方法は法令の趣旨に反するものであることは容易に分かるものであるから、職務上道路課長を指導・

監督する地位にある者として、これを制止すべきだったのにこれをしなかったものと考えられる。

以上の事情によれば、都市整備部長及び道路課長は、上尾市が本件ブロック改修工事を内容とする本件各請負工事契約を締結し、その請負代金の支払をした行為について、職務上の注意義務を怠ったものと解され、上尾市に損害が発生した場合、その損害を賠償する義務を負うものと解される。

(2) 地権者の責任

前述のとおり、上尾市が本件ブロック改修工事を内容とする本件各請負工事契約を締結してその代金の支払をしたことは、上尾市長に認められた裁量権を著しく逸脱するとともに、法令違反の程度も重大であり、違法・無効と考えられる。

そうすると、地権者は、上尾市の財産によって、上尾市の損失のもと、法律上の原因なく、自身が所有するブロックの改修という利得を得ていることになり、上尾市に対してその利得を返還すべき地位にあったものと解される。

もっとも、地権者は、令和元年7月19日、上尾市に対し、本件各請負工事契約の工事代金相当額693万3600円を支払っており、受けた利得を既に返還していると考えられる。

第6 原因分析

本件ブロック改修工事について、公費支出が公になった場合の影響は容易に予測できたはずであるにもかかわらず、なぜ工事が実施されたのかといった観点から、その原因を分析する。

1 法的根拠を確認しなかったこと

本件ブロック改修工事は、「第5 法的評価」の1-(3)-アのとおり、法的根拠を持たない。工事実施の意思決定にあたり、都市整備部内において、法的根拠が十分に確認されていなかった。

2 職責を果たさなかったこと

本件ブロック改修工事は、総額693万3600円であるため、上尾市事務専決規程では、本来、部長専決事項である。しかし、同規程第3条の規定によれば、同条第2号「事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるも

のと認められるとき」に該当するときは、部長が専決することができる事項であっても、上司の決裁を受けなければならない。今回の事案の内容は、民地内のブロック改修工事を市が全額負担するという異例なものであったにもかかわらず、部長は上司である副市長に判断を仰がなかった。

また、部長は、職務上、道路課長を指導・監督する地位にある者として、本件ブロック改修工事を制止すべきであった。

上尾市組織規則（昭和 59 年上尾市規則第 11 号）第 7 条第 1 項によれば、次長の職務について「部長を助け、部の事務を調整する」と規定されている。この規定に照らせば、本件のような重要・異例な案件について、「いつ決定されたか私にはわからない」、「その場にはいたが話には参加していない」（令和元年 7 月 18 日当調査委員会聞き取り調査）などの証言をしている都市整備部次長は、自らの職責を果たしていなかったと言わざるを得ない。

道路課長は、本件ブロック改修工事を行うべき必要性和相当性を十分に検討していなかった。また、法令・規則で定める契約締結の方法を遵守すべき職務上の注意義務を怠っていた。

3 法令遵守（コンプライアンス）に対する意識の欠如

(1) 道路課長及び道路課職員は、本件ブロック改修工事について市で施工すべきかは疑わしいことを認識していた。同工事は、入札を行うべきものであったが、実際には、工事を 7 本に分割し特定業者 1 社との随意契約とした。これは、本件ブロック改修工事は、全額公費負担で市が実施すべきものではなく、かつ、地権者及び小林議員の存在からして、小林議員の子が代表取締役を務める株式会社美創建業への発注が予見されていたからこそ、工事施工が公とはならないようにするための措置であった。さらに、本来、当市総務部契約検査課により工事が適正に監理されているか検査を受けるべき請負価格でありながら、これを意図的に回避した。また、都市整備部長もこれを了承した。

(2) 本件ブロック改修工事では、見積書を各々の会社が持参したのではなく、株式会社美創建業が他社に了解を得て金額を記入し、全ての見積書を持参したことを小林議員自らが令和元年 7 月 30 日の全員協議会で発言している。

上尾市契約規則第 30 条では、130 万円以下の工事については随意契約によることができると規定されている。また、同規則第 31 条第 2 項において「見積書は、2 人以上の相手方から徴さなければならない」と規定されている。

しかし道路課長及び道路課職員の対応は、機会均等による公正と価格の優位性を図るという見積徴取の意図をないがしろにするものであった。

4 都市整備部幹部職員による特別な配慮

(1) 本件ブロック改修工事の要求が、地権者や小林議員からのものであったことから、市で施工することを決定したと考えられる。

これは、都市整備部幹部職員において、市長経験者や市議会議員の要求に対し優先的に応えなければという特別な配慮があったからと考えられる。

(2) 都市整備部長は、市長へ報告をしなかった理由を「現市長と地権者の仲が悪いという話も伺っていた。現市長に相談すれば何て言うだろうっていうことも考えた」と話している（令和元年7月18日当調査委員会での発言）。

(3) また、同部長は、工事施工の理由として「何年たっているかわからないけど、市がやったものについて施工ミスみたいなもんですから。やらざるを得ないでしょって話はしましたね」と証言している（令和元年6月17日）。

しかし、従前のブロックが施工された当時の書類は現存していないため、従前のブロックが施工当時に、単なる塀として設計・施工されたのか、それとも擁壁として設計・施工されたのかは不明である。

さらに、従前のブロックが傾斜した原因として、民地内にある桜の木の根による横方向の力が働いた可能性も十分考えられるが、この点について検討した形跡は見受けられない。

9月11日の現地調査で道路課職員は、施工不良を調査しに行ったのではなく、設計に必要な調査を行うため試掘をしたとしている。また、本件ブロック改修工事において、既存ブロック解体時に配筋状況や基礎形状の確認は行われていない。

つまり、本件ブロック改修工事の意思決定は、施工不良によるものではなく、あくまでも、都市整備部長及び道路課長による市議会議員や市長経験者である地権者への職責を逸脱した過剰な配慮によるものであったと言わざるを得ない。



平成30年8月30日職員撮影

また、都市整備部長、道路課長の両者は、地権者から圧力を感じたと証言しており、過剰な配慮の背景として、当該圧力が作用していたものと推察される。

本件においては、当該配慮によって、全体の奉仕者たる公務員としてくだすべき合理的判断が著しくゆがめられたものと言うべきである。

第7 おわりに

本調査報告書の「第3 本件ブロック改修工事の経緯」の「2 争いのない事実」で整理したとおり、本件事実の大枠は、民地のブロック及びフェンスが公費で撤去・新設された、という点で明快である。また、「第5 法的評価」で整理したとおり、本件ブロック工事は、当市がその経費を支弁すべきものとは言えず、また、株式会社美創建業と当市との契約は法令に従ってなされたものとは言えない。

そして、このような違法な対応がなされた主要因として、「第6 原因分析」において、地権者及び小林議員への、都市整備部長をはじめとする幹部職員による職責を逸脱した過剰な配慮が働いたもの、と当調査委員会は現時点での結論とした。

結論について、「現時点での」という留保を置いているのは、当調査委員会による調査は、法的強制力を伴うものではないため、職員や元職員以外の関係者、すなわち、地権者や8月30日に現地で立ち会ったとされる他1名による職員への関与については、十分な聞き取り調査を行うことができなかったからである。

とはいえ、当調査委員会としては、「任意調査」という制約の下、できる限りの調査を行った。そして、当該調査結果を踏まえ、争いのない事実とそうでないものを分別し、法的評価を行い、原因分析を行った。これらの過程において、当調査委員会は、先入観に捉われることなく、客観的に、公正・公平な立場から、誠意をもって調査に取り組んだ次第である。

平成31年3月に公表された、「上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会調査報告書」では、「今回の事件が個人の特質に由来する犯行であるなどとの安易な考えを捨て、このままでは、同様の不祥事が再び惹起されるのではないかと危機感を持ち、市政の信頼回復のため、本提言が早期に実現されることを念願する次第である」とあったが、同報告書がとりまとめられている最中に、同様の不祥事が進行していたことになる。

地権者は、平成8年2月18日から平成20年2月17日までの12年間、上尾市長の地位にあった人物である。また、小林議員は通算4期の現役

市議会議員である。このような立場の両者が、地権者所有のブロック及びフェンスが上尾市の全額公費負担で撤去・新設工事されることに関して、法律的にも倫理的にも一片の疑念も抱かなかったのか、という点については疑問の余地が残る。

令和元年8月9日に開催された上尾市令和元年第1回臨時会において、昭和48年以来となる46年ぶりの地方自治法第100条第1項の規定による調査を行う委員会が設置されることとなった。今後実施される同委員会の調査において、本調査報告書の内容を少しでも活用いただければ幸いである。

【追記】

令和元年8月20日、当調査委員会委員長が小林議員に電話をした際、「明日、午前10時40分に議会事務局に行くので会って話を聞きたい」と要請された。翌8月21日、議会事務局職員からの電話呼び出しがあったので、当調査委員会の委員長及び副委員長が上尾市議会事務局に伺った。

議会事務局職員の案内に従い、正副議長室に入室すると、既に小林議員、議長、副議長、議会事務局長、議会事務局次長、議会総務課長の6名が着座していた。その後、約30分にわたり小林議員から本調査について意見表明がなされた。その中で、「23日に公開されるっていうのは、先日も正副議長さんには申し上げときましたけれども、法的に講じるしかない。だから法的に措置するってことになると、委員長さんを相手にして、今度は法的に措置をするかどうか弁護士と相談しなければならない」、「私はこの事件に対する公表するって言うこと自体は控えてほしいと思っております」との発言があった。

資 料

【資料 1】 本件ブロック改修工事起工から支払いまでの経緯

NO	工事名 工 期	起工	見積提出	契約	完了 検査	支払
1	市道 10263 号線土留擁壁設置工事 H30. 11. 20~H31. 1. 31	H30. 11. 12	H30. 11. 19	H30. 11. 20	H31. 1. 31	R1. 5. 8
2	市道 10263 号線構造物撤去工事 H30. 11. 27~H31. 1. 31	H30. 11. 16	H30. 11. 26	H30. 11. 27	H31. 1. 31	R1. 5. 8
3	市道 10263 号線土留擁壁基礎工事 H30. 12. 11~H31. 2. 28	H30. 12. 4	H30. 12. 10	H30. 12. 11	H31. 2. 28	R1. 5. 8
4	市道 10242 号線外 1 路線土留擁壁基礎 工事 H31. 1. 16~H31. 2. 28	H31. 1. 8	H31. 1. 15	H31. 1. 16	H31. 2. 28	H31. 4. 26
5	市道 10263 号線空洞ブロック設置工事 H31. 1. 23~H31. 3. 15	H31. 1. 15	H31. 1. 22	H31. 1. 23	H31. 3. 13	R1. 5. 8
6	市道 10242 号線外 1 路線空洞ブロック 設置工事 H31. 2. 5~H31. 3. 22	H31. 1. 29	H31. 2. 4	H31. 2. 5	H31. 3. 20	R1. 5. 8
7	市道 10263 号線フェンス設置工事 H31. 2. 26~H31. 3. 27	H31. 2. 18	H31. 2. 25	H31. 2. 26	H31. 3. 27	R1. 5. 8

【資料 2】 上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会設置規程

上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会設置規程

(設置)

第 1 条 令和元年上尾市議会 6 月定例会において発覚した民有地のブロック擁壁及びフェンスを上尾市が全額公費負担により設置した問題（次条において「ブロック設置問題」という。）の経過を正確に把握し、原因を分析するため、上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、弁護士の協力の下、ブロック設置問題に係る次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) ブロック擁壁及びフェンスの設置の発端経緯から工事請負費の支払までの関係当事者の言動、担任職員の役割、市の対応等に関すること。
- (2) 原因の解明に関すること。
- (3) その他経過の把握及び原因の分析に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員 3 人で組織する。

- 2 委員長は、総務部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員会に顧問を置く。
- 6 顧問は、市長が指名する職員とする。
- 7 顧問は、委員会の所掌事務に関し、助言する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員会を組織する者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、顧問及び弁護士その他の法律事務に関する学識経験を有する者を委員会の会議に出席させることができる。

(報告)

第7条 委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査検討の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

行政経営部次長 (行政経営部次長が複数いる場合にあっては、行政経営部施設課の分掌する事務を所掌する行政経営部次長) 都市整備部次長 市長政策室秘書政策課主幹
--

上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会名簿

役職	所属名	職名	氏名
委員長	総務部	次長	石川 克美
副委員長	総務部 総務課	課長	関根 郁夫
委員	行政経営部	次長兼施設課長	小田川 史明
委員	都市整備部	次長	須田 均
委員	市長政策室 秘書政策課	主幹	吉永 広樹
顧問	行政経営部	部長	粟野 昭夫
監修	弁護士		布施 俊輔

【資料3】上尾市ブロック設置問題に係る調査委員会開催状況

委員会は、以下のとおり令和元年7月10日から令和元年8月22日までの間に調査を実施し、計19回の会議を開催した。

会議	開催年月日	概要
第1回	令和元年7月10日	調査報告書の作成や関係者へのヒアリング等に関して準備やスケジュールを検討した。
第2回	令和元年7月16日	元道路課長に対し、1回目のヒアリングを実施した。
第3回	令和元年7月18日	元都市整備部長、元都市整備部次長及び担当職員2名に対し、1回目のヒアリングを実施した。
第4回	令和元年7月19日	1回目のヒアリングの結果について情報を共有するとともに、第2回目のヒアリングに関して実施方法等を検討した。
第5回	令和元年7月21日	担当職員に対し、1回目のヒアリングを実施した。
第6回	令和元年7月22日	元都市整備部長及び元道路課長に対し、2回目のヒアリングを実施した。
第7回	令和元年7月23日	元都市整備部次長に対し、2回目のヒアリングを実施した。
第8回	令和元年7月24日	これまでに実施したヒアリングの結果について改めて情報を共有するとともに、ブロック設置問題について法的論点を整理した。 また、調査報告書の作成に係る方針や具体的方法等を検討した。

第9回	令和元年7月26日	小林守利議員に対し、ヒアリングを実施した。
第10回	令和元年8月1日	調査報告書の作成における事実認定の仕方について確認した。
第11回	令和元年8月7日	調査報告書の作成に取り組むとともに、その内容を精査した。
第12回	令和元年8月8日	調査報告書の作成に取り組むとともに、その内容を精査した。
第13回	令和元年8月9日	調査報告書の作成に取り組むとともに、その内容を精査した。 また、市長、出納室長及び前出納室長に対し、ヒアリングを実施した。
第14回	令和元年8月15日	調査報告書の作成に取り組むとともに、その内容を精査した。 また、副市長に対し、ヒアリングを実施した。
第15回	令和元年8月16日	調査報告書の作成に取り組むとともに、その内容を精査した。
第16回	令和元年8月19日	調査報告書の作成に取り組むとともに、その内容を精査した。
第17回	令和元年8月20日	調査報告書の作成に取り組むとともに、その内容を精査した。
第18回	令和元年8月21日	調査報告書の作成に取り組むとともに、その内容を精査した。
第19回	令和元年8月22日	調査報告書を作成し、市長へ報告した。

【資料4】関係法令等

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔地方公共団体の法人格及び事務〕

第2条 地方公共団体は、法人とする。

- ② 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。
- ③ 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
- ④ 市町村は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。
- ⑤ 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわ

たるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

- ⑥ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。
- ⑦ 特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。
- ⑧ この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。
- ⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。
 - 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）
 - 二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）
- ⑩ この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第一の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。
- ⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。
- ⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。
- ⑬ 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。
- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。
- ⑯ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

- ⑪ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする。

〔調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等〕

第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- ② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会在当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- ③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
- ④ 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- ⑤ 議会在前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- ⑥ 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- ⑦ 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- ⑧ 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- ⑨ 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- ⑩ 議会在第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- ⑪ 議会在、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて

経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

- ⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。
- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。
- ⑰ 政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。
- ⑱ 都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。
- ⑲ 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。
- ⑳ 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

(経費の支弁等)

第232条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

2 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号に

において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で

定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

○民法（明治29年法律第89号）

（不動産の付合）

第242条 不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

○上尾市契約規則（昭和39年上尾市規則第19号）

（随意契約の範囲）

第30条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 工事又は製造の請負 130万円

（2） 財産の買入れ 80万円

（3） 物件の借入れ 40万円

（4） 財産の売払い 30万円

（5） 物件の貸付け 30万円

（6） 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

（特定の随意契約に係る手続）

第30条の2 政令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、契約を締結しようとするときにおいては第1号から第4号までに掲げる事項を、契約を締結したときにおいては第1号、第2号及び第5号から第9号までに掲げる事項を、それぞれ公表することとする。

（1） 契約の名称

- (2) 契約の内容
- (3) 契約の発注の見通し
- (4) 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (5) 契約の相手方となった者の名称及び住所
- (6) 契約を締結した年月日
- (7) 契約金額
- (8) 契約の履行の期限又は期間
- (9) 契約の相手方とした理由

(見積書の徴取)

第31条 随意契約を行う場合においては、契約の相手方から見積書その他これに類する書類を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

- (1) 郵便切手、郵便葉書、収入印紙、収入証紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
- (2) 1万円未満の契約をするとき。

2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、2人以上の相手方から徴さなければならない。

- (1) 5万円未満の契約をするとき。
- (2) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
- (3) 特殊な修繕をするとき。
- (4) 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。

○上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）

(本庁の職及び職務)

第7条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
市長政策室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
	次長	室長を助け、室の事務を調整する。
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
	次長	部長を助け、部の事務を調整する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
市長政策室及び部	参与	上司の命を受け、特に指定された事務を掌理する。
	参事	同上
	主席副参事	同上
	副参事	同上
課	主席主幹	上司の命を受け、課の事務を総括整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理する（特に指名された主席主幹にあつては、さらに、課長を補佐する。）。
	主幹	上司の命を受け、課の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う（特に指名された主幹にあつては、さらに、課長を補佐する。）。
	副主幹	<p>(1) リーダーに指名された副主幹にあつては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う（特に指名された副主幹にあつては、さらに、課長を補佐する。）。</p> <p>(2) サブリーダーに指名された副主幹にあつては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。</p> <p>(3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない副主幹にあつては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。</p>
	主査	<p>(1) リーダーに指名された主査にあつては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う。</p> <p>(2) サブリーダーに指名された主査にあつては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。</p> <p>(3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない主査にあつては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。</p>

3 第1項に定めるもののほか、総務部契約検査課には工事検査員を置き、その職務は、上司の命を受け、工事の検査事務に従事することとする。

○上尾市事務専決規程（昭和48年上尾市訓令第2号）

（専決の制限）

第3条 専決することができる者は、専決することができる事項であっても、次の各号のい

ずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- (3) 事案について疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) 事案について特に上司が了知しておく必要があると認められるとき。

○上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号）

（趣旨）

第1条 この規則は、補助金等に係る事務の適正な運営を図るため、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務及びその者に対する市長の権限等に関し基本的事項を定めるものとする。

（補助金等の交付）

第4条 補助金等は、毎会計年度予算の定めるところに従い、かつ、この規則の定めるところにより交付するものとする。

○上尾市危険ブロック塀等撤去築造補助金交付要綱（平成31年1月8日市長決裁）

（趣旨）

第1条 市は、地震が発生した場合に、ブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するとともに、通行人の安全を確保するため、危険ブロック塀等を撤去し、又は撤去した範囲において新たに塀等の築造を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の交付を受けられる者）

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けられる者は、次条に規定する補助対象事業を行う危険ブロック塀等の所有者又は危険ブロック塀等と同一の敷地に存する建築物の区分所有者の団体若しくは管理者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体若しくは管理者をいう。）若しくは団地建物所有者の団体若しくは管理者（同法第65条に規定する団地建物所有者の団体若しくは管理者をいう。）であって、国、地方公共団体その他公共団体又は独立行政法人若しくは本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体の設立、出資等に係る法人以外のものとする。

（補助金の交付の対象となる事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、撤去工事又は築造工事であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内事業者の施工によるものであること。

- (2) 撤去工事に係る危険ブロック塀等が、建築基準法その他の法令に違反していることが明らかでないこと。
 - (3) 撤去工事及び築造工事に係る契約が、当該撤去工事又は築造工事に係る補助金の交付の決定のあった日以後に締結されていること。
 - (4) 販売を目的とした整地、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為等によるものでないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、築造工事において築造するブロック塀等及び設置する生垣の構造については、次に掲げる基準のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、市長が安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。
- (1) 地区計画の定められた区域にあっては、当該区域に適用される制限に適合するものであること。
 - (2) コンクリートブロック造の塀にあっては、その高さが60センチメートル以下であり、根入れが35センチメートル以上であること。
 - (3) フェンス等にあっては、軽量素材のもので、その高さが1.6メートル以下であること。
- (補助金の交付の対象となる経費)
- 第5条 補助金の交付の対象となる経費（次条第1項において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。
- (補助金の額等)
- 第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が20万円を超える場合にあっては、20万円とする。）を合算した額とする。
- (1) 撤去工事 次に掲げる額のうちいずれか少ない額
 - ア 補助対象経費の額
 - イ 撤去する危険ブロック塀等の見付面積（鉄製格子、門扉その他これらに類する附属物の部分の面積を除く。次号イにおいて同じ。）に、1平方メートルにつき7,000円を乗じて得た額
 - (2) 築造工事 次に掲げる額のうちいずれか少ない額
 - ア 補助対象経費の2分の1に相当する額
 - イ 築造するブロック塀等又は設置する生垣の長さに、1メートルにつき1万5,000円を乗じて得た額
- 2 補助金の交付は、危険ブロック塀等が存する同一の敷地に対して、前項各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに各1回を限度とする。